

生徒生活心得

本校生徒は本校教育の本旨を体得して心身の健全な発達に努めるとともに、自主的精神を養い、健康の増進・学業の進歩・校風の振興に努めること。

(1) 通学

- ① 交通法規や交通マナーを守り、遅くとも始業 5 分前までには登校すること。
- ② 原付による通学は、一定の条件を満たした者のみ許可する。
- ③ 通学距離 1km 以上は自転車通学を許可する。
- ④ 休日に学校の施設、設備を使用する者は、事前に学校に届け出ること。

(2) 校内生活

- ① 登校から下校まで無断で校外に出ることは許されない。ただし何らかの事情がある場合には、担任より「通院・外出許可証」をもらい外出すること。
- ② 欠席は必ず保護者を通じて担任に届けること。
- ③ 早退する場合は、「早退届」に記入し、担任の印をもらうこと。
- ④ 下校時間は午後 7 時とし、特に用事がないものは速やかに帰宅すること。
- ⑤ 諸事情により携帯電話・スマートフォン等を持ち込まなければならない場合は、保護者確認の上、以下の注意事項を厳守しなければならない。

<校内持ち込みの注意事項>

- ア 校内での使用は禁止する。
- イ 校内では電源を切っておく。
- ウ バッグにしまい校内では触らない。
- エ 保管については各自で責任をもつこと。

オ 歩きながらや自転車に乗りながらの携帯電話・スマートフォンの使用は絶対にしないこと。

カ 校内持ち込みの注意事項に違反した場合は、学校の指導に従うこと。

(3) 服装

① 服装は常に端正・清楚に心がけ生徒としての品位を保ち他人に不快感を与えないようにすること。

② 制服は次の様に規定する。

ア A 服

冬・・・黒色学生服上衣(校章・名刺刺繍入)、長ズボン(校章刺繍入)、本校校章入り五つボタン、飾ボタン、留金も

すべて本校校章入りもの、左襟に本校バッジ、右襟に学年章をつける。襟にはラウンドパーマカラー付。

夏・・・黒長ズボン、本校指定のシャツとする。本校バッジ、学年章は、つける必要はない。尚、襟のストライプの色は、当

該学年で指定する。

イ B 服

冬・・・紺色テーラードカラー型背広、ジャンパースカート、白カッターシャツに所定のエンジ色ネクタイ、左胸上に本校バッジ、

学年章をつける。内側に名字の刺繍を入れる。

夏・・・白色無地のセーラー型オーバーブラウスに、紺色腰スカート、左胸上に黒台布につけた本校バッジ、学年章をつける。

③ 学校行事や部活動等、学校教育活動にともなう移動をする場合は原則として制服とする。ただし、部活動における移動については、部活動着を着用してもよい。

④ 厳寒期の防寒着は、黒、紺、茶等の華美でないもの、または、部活動で使用しているものとする。なお、原則として校舎内での着用は認めない。病気等のやむを得ない理由があつて着用する場合は担任及び授業担当者の許可を得ること。なお、原則として廊下・教室での着用は認めない。病気等の場合は担任及び授業担当者の許可を得て着用すること。セーターを着用する場合は、黒、紺のみとする。袖は袖口から出さないこと。

⑤ 靴下は黒・白・紺色とする。B 服着用者がタイツを使用する場合は無地の黒色とする。

- ⑥ マフラー(ネックウォーマー)、手袋などの防寒具は、廊下や教室内で着用しないこと。
- ⑦ A 服着用者のズボンは、極端に巾をせまくしたり、広くしたりしたものを着用することは禁止する。
- ⑧ 靴以外のはきものでの登校はできない。ただし怪我等の場合は学校の許可を得て着用することができる。校内で使用するスリッパは学校指定のものを使用すること。

(4) 頭髪、眉

- ① 頭髪は常に清潔にし、華美にならないようにすること。染色・脱色・パーマなどの特異な髪型は原則認めない。髪が肩にかかる場合には、黒、紺、茶いずれかのゴムで結ぶこと。
- ② 社会通念上容認されない眉にはしない。

(5) 交通安全・交通事故防止

- ① 交通道德を守り、交通法規を無視したり、事故を起こしたりしないように、充分注意すること。
- ② 原付バイクについて

ア(1) 原付バイクによる通学は、原則として学校から 11 km～30km で、バス利用では部活動等の事情で帰りのバスに間に合わない者にものみ許可する。

(2) 次の地区は、原則として該当する。

- a.元五和東中方面の「若宮大橋」以遠
- b.元五和西中方面の「旧五和中」バス停以遠
- c.苓北方面の坂瀬川鶴地区及び苓北町
- d.福連木・下田方面の鶴野々～下田南(高浜・大江・軍ヶ浦は除く)
- e.栢宇土・河浦方面の亀川ダム～河浦町全域(崎津は除く)
- f.新和方面の大宮地以遠
- g.有明・松島方面の「小島子」バス停～松島町今泉

h. 栖本トンネル以遠

i.a～h 以外の者で、特別な事情がある者

イ 原付バイクの運転免許は、所定の手続き完了後取得できる。ただし一年生は三学期の三月以降許可する。なお、免許試験のための欠席は認めないので、長期休暇等を利用すること。

③ 自転車通学について

通学距離が片道 1km を超える者で、「自転車通学許可願」及び「整備点検済証明書」を提出した者について許可する。ただし、校外で活動(練習)する部活動生についてはこの限りではない。

④ 自動車の免許取得について

自動車の運転免許は、進路が決定した三年生のみ、学年末考査終了後許可する。この場合、保護者、本人、担任三者で相談の上、所定の手続きをすること。なお、本検受検は卒業式以降許可する。

⑤ 自動二輪の免許取得は、自動車免許取得に準じる。

⑥ 特別な指導要項

ア 無免許運転、スピード違反、原付バイクの二人乗り、飲酒運転、信号無視、一時停止違反等交通法規に違反した者は、特別な指導をする。

イ 上記以外で、ヘルメット無着用、無許可の原付バイク通学、無断免許取得等も特別な指導をする。

ウ 原付バイクの賃借はしてはならない。

エ 違反や事故を繰り返した場合は、特別な指導をより厳しくする。

オ 自転車・原付バイク等を運転して事故を起こした場合は、事故の内容、過失の度合によって、特別な指導を行う。

カ 自転車の二人乗り、傘さし運転、並進、日没後の無灯火、その他、交通ルールを守らない者は、特別な指導を行う。

キ 警察に検挙されたり、事故を起こしたりした場合は、速やかに学校に報告すること。

(6) 校外生活

- ① 旅行や登山は所定の様式により届け出て許可を受けること。また活動の際は、必ず適当な指導者を置くこと。
- ② 各種遊技場(パチンコ店、インターネットカフェ、ゲームセンター等)やアルコールを出す飲食店への出入りは禁止する。
- ③ 飲酒及び喫煙はいかなる理由を問わず禁止する。
- ④ 対外的な社会活動、ショー及びコンテストへの参加は、事前に所定の様式により届け出て許可を受けなければならない。
- ⑤ カラオケボックス立入は保護者同伴のみ許可する。(兄弟姉妹等との立入は禁止)
- ⑥ アルバイトは所定の様式により届け出て許可を受けること。なお、アルバイトは原則として長期休業中のみとする。

以上の事項は生徒生活心得の一部を示したものである。毎日の生活は計画をたて、目標を定め充実した過ごし方をするよう心掛け、所期の目的を達成するよう努力すること。